

## 決算特別委員会審査報告書【福祉教育常任委員会所管分】

令和元年9月11日、午前9時から議場において、委員13名及び議長、町長、副町長、教育長並びに所管の課長の出席を得て、決算特別委員会【福祉教育常任委員会所管分】を開催し、令和元年9月6日の本会議で当委員会に付託された認定第1号、第2号、第3号及び第10号について審査をいたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

出席者：児玉洋一委員長、瀬戸恵津子副委員長、山崎政司委員、  
和田成功委員、熊澤友子委員、鈴木登志子委員、瀬戸顯弘委員、  
瀬戸伸二委員、清水 明委員、遠藤和秀委員、堀口恵一委員、  
山田陽子委員、石田照子委員、府川輝夫議長

町出席者：町長、副町長、教育長、保険健康課長、福祉課長、定住対策課長、  
学校教育課長、生涯学習課長

はじめに、認定第1号 平成30年度山北町一般会計歳入歳出決算認定について、補足説明はなく直ちに質疑に入りました。

〈歳入〉

鈴木委員：住宅使用料収入未済額の内訳は。

定住対策課長：未済額の内訳ですが、現年度分で3名、338,400円で、  
過年度分が、4名で785,300円です。

鈴木委員：現年度分の3名は、賃貸住宅も含めてか。

定住対策課長：町営住宅が1名、改良住宅（南原住宅）が1名、サンライズや  
まきたが1名の3名です。

鈴木委員：サンライズやまきたに未済額が出ている。収納の仕方等工夫しているのか。

定住対策課長：サンライズやまきたの方については、体を壊して仕事が半年以上  
できない状態でしたが、現在は退去して他の住宅に移ってい

ます。

山崎委員 : 小中学校費補助金の関係で、へき地児童生徒援助費等補助金があるが、へき地というのはどの地域が該当しているのか。

学校教育課長 : へき地児童生徒援助費等補助金は、名称にへき地とついていますが、へき地ではなく学校統合によるスクールバス運行业務委託費の2分の1以内の額の補助金です。

石田委員 : 福祉施設基金繰入金1,309,000円は、お出かけ号の車両を購入したものか。

福祉課長 : 高齢者宅の訪問のために軽自動車を買いました。使用していない時で道路が狭い場所などの場合はお出かけ号としても使用しています。

石田委員 : 車いす利用者が利用しやすいような、座席が回転するなどの仕様の車か。

福祉課長 : そのような仕様にはなっていません。

石田委員 : 将来的には、このような機会があれば高齢者等に配慮した仕様を視野に入れていただきたい。

福祉課長 : そのようにしたいと思います。

山田委員 : 児童福祉費負担金について、町内、町外の対象人数の内訳を伺いたい。

福祉課長 : 保育所保育料町内分が53名、保育所保育料町外委託者分が8名、町外受託者分が22名、こども園保育料町内分が126名、こども園保育料町外受託者分が11名です。

山田委員 : この人数は保育施設や保育士の人数に対して定員に達しているのか。

福祉課長 : 年齢により一人の保育士に対して子ども何名までとの決まりがあり、低年齢児クラスは定員数に達している状況です。

山田委員 : 今後無償化により利用希望者が増えることが推測されるが対策は考えているか。

福祉課長 : 現在保育士の募集をしていますが、必要に応じて保育士を増やすなどして対応していきます。

山田委員 : 保育士不足について給与など他町と比較した対策は考えているか。

副町長 : 他町と同等の対応をしておりますが、今後の状況によっては町長の判断で対応していきます。

瀬戸恵津子委員 : こども園延長保育、一時保育の実績件数は。

福祉課長 : こども園延長保育は延213人、一時保育は延119.5時間です。

瀬戸恵津子委員 : 一人当たりの時間の制限はあるのか。

福祉課長 : 制限はありません。

瀬戸恵津子委員 : 利用者の要望を聞いてさらによい制度に改善して欲しい。

教育長 : 保護者のニーズが多様化する中、延長保育や一時保育、町外の方の受け入れをどうしていくかなど課題が増加しているため乳幼児教育保育あり方基本方針の見直しをしているところです。

石田委員 : 健康福祉センターの使用料が年々減ってきている。平成30年度はロッカーを設置してその利用者がさくらの湯を利用すると聞いていますが、それでも落ちている要因は分析しているのか。

保険健康課長 : 週末に台風が多く襲来したのが大きな要因の一つです。あとは大型バスのツアー客が減っているのも要因になっています。

石田委員 : ツアー客の人が利用できないのか。

副町長 : そもそもツアー客は旅行会社が営業で募集している。町民向けに料金は抑えている中で、商売に利用されるのはいかなものかとの議論もあり、町民の方がいっぱい入れないということがあった場合は、考えてほしいということです。

石田委員 : 理解はしましたが、使用料を増やす努力もしていかなければいけないと思います。カラオケもありますが、ちょこっとある程度で、声を発することはお年寄りの健康にもいいので、改良して多くの高齢者が利用できる施設にしていくべきではないかと思うが。

保険健康課長 : お風呂の休憩室にのぼりを立てたりして周知している。今後も多くの方が利用するよう周知していきます。

石田委員 : 周知も必要ですが場所が狭いので、多くの人に利用していただきたいということでしたら、将来的に充実させていってほしいと思います。

保険健康課長 : 多くの方に利用していただけるよう考えていきます。

瀬戸恵津子委員 : 関連ですけど、カラオケの部屋は予約制なのではないか。

保険健康課長 : あいていれば利用は可能です。

瀬戸恵津子委員 : 先に使っていても、中の方がよければ利用は可能か。

保険健康課長 : 可能です。

瀬戸恵津子委員 : 使い方を再考されてはどうか。

保険健康課長 : 午後と夜は比較的開いているので、そちらを勧める等対応していきます。

堀口委員 : 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は何に対する補助金か。

保険健康課長 : 基幹システムの改修に対する補助金です。

瀬戸恵津子委員 : 障害児施設給付負担金について、充当先や利用人数は。

福祉課長 : 充当先としましては歳出では、障害者自立支援給付事業です。延べ利用人数は262人で、障がい児が通所サービスを利用する際の利用料です。

瀬戸恵津子委員 : 町内の障がい児が延べで利用した262人のサービスに対する県補助という理解でよいか。

福祉課長 : その通りです。

《歳出》

鈴木委員 : お試し住宅の利用状況と、利用がその後定住に繋がっているのか。

定住対策課長 : 平成30年度の利用状況は、件数が11件で22週間利用されており、その内2件が山北町に移住されています。

鈴木委員 : 年齢的にどんな方が利用されているか。

定住対策課長 : 昨年は幅広い年代の方に利用していただき、20代は移住された方で、30代の方が半数程度。残りが退職等で将来のんびり暮らしたいという60代の方となっています。

石田委員 : 定住総合対策事業について、住まいづくり応援制度だと思うが、小規模賃貸住宅建築にも該当すると思うが利用者はいたのか。

定住対策課長 : 定住総合対策事業として家賃補助や建物の新築祝金等を行っています。平成30年度は住宅の新築に対して補助を行っています。

石田委員 : 賃貸住宅についても対象ですね。

定住対策課長 : 賃貸住宅につきましては、入居する時の修繕について10万円

の補助を行っています。昨年度は2件の実績があります。

石田委員 : アパートを建てられた方ということではないのか。

定住対策課長 : そのようなことではありません。

瀬戸恵津子委員 : 定住総合対策事業について、国庫補助金として1,356,000円の収入があった。家賃対策や住まいづくり応援制度事業などに振り分けられていると思う。定住総合対策事業の4,237,498円は、住まいづくり応援制度と山北定住協力隊活動等と説明があったが、どのように使われているのか。

定住対策課長 : 歳入の家賃対策事業につきましては、サンライズやまきたとサンライズ東山北の家賃減額による国の補てんになります。定住協力隊活動以外の定住総合対策事業の内容としますと、新築祝金や住宅を建てた場合の利子補助、山北で暮らしてみようツアー、Love婚事業への助成です。

瀬戸恵津子委員 : 定住総合対策時事業の中にLove婚事業の費用も入っているということですね。

定住対策課長 : そのとおりです。

瀬戸恵津子委員 : Love婚や新築祝金など、定住に繋がったような成果は。

定住対策課長 : Love婚に関しましては、昨年12月23日に共和のもりセンターを利用して実施し、男女16名ずつの計32名で行い、2組のカップルが成立しました。昨年のカップリング数は少ないですが、その前年の平成29年度には5組成立し、そのうち1組が結婚されました。町外の方であったため定住にはつながっていませんが、第1回目の時に参加し結婚された方が山北に移住されたという実績もあり、少しずつではありますが、成果がでていて感じています。また、新築祝金の昨年の実績は10件で、内訳は転入が7件、転居が3件で、町外から入ってきた方が多い状況となっています。

瀬戸恵津子委員 : 何もしなければ人口が増えないということですので、今後さらに利用者からみて使いやすいように良いところのものを取り入れて進めていただきたいと思います。

定住対策課長 : 新たな施策等も考えながら進めて行きます。

山崎委員 : お試し住宅の活用状況の中で、11件22週に渡って利用されたということで、そのうち2件が移住に繋がったとのことですが、9件は定住に繋がらなかったということについて要因は分析されているのか。

定住対策課長 : 利用される方によって目的が様々で、移住された方は、もともと山北で住むところを探しているような前向きな方で、定住に繋がらなかった方に関しては、山北町だけに限らずいろいろなところを探している方、将来的には移住を考えているという方など、様々です。なお、お試し住宅ですが、ただ2週間利用していただくのではなく、町の不動産業者に委託し、その利用期間中に空き家等の案内をしてもらっています。さらに町のイベント等があれば一緒に出向いていただき、町の雰囲気味わってもらおうということをこの事業の中で行っています。

石田委員 : 山北駅北側元気づくりプラン推進事業の1,284,815円について、公共交流スペースの管理運営という説明があるが、この委託契約は月にいくらというような契約をされているのか。

定住対策課長 : 公共交流スペースの維持管理については、コンビニを運営している山北まちづくりカンパニーに委託をしております。公共交流スペースがコンビニの中に併設されていますので、そちらに委託をしている状況です。委託の内容としては大きく分けて2点あり、一つが清掃等の管理業務で行政掲示板と地域掲示板の管理、もう一つが運営業務として、移住相談について、土日等の問い合わせを町へ取り次ぐもので、契約については1年契約です。

石田委員 : 移住に関する問い合わせ等はあったのか。

定住対策課長 : 去年は、観光に対する問い合わせが多く、移住に関するものは数件でした。

石田委員 : この金額は妥当か。

定住対策課長 : 妥当であると考えています。

鈴木委員 : 避難行動要支援者支援事業について対象者数は。

福祉課長 : 対象者は約900人ほどです。

鈴木委員 : 平成25、26年頃だったと思うが、その時も900人ほどであったと記憶している。大事な制度であるため周知を図るべきではないか。対象者はどのような人か。

福祉課長 : 引き続き広報や民生委員児童委員などにより周知を図っていきます。対象者としては75歳以上、障害1、2級、要介護3以上の方です。なお登録されている方は550人です。

鈴木委員 : あまり増えていないという印象がある。個人が申請して登録することになっているが、申込が大変だという話も聞く。他の自治体も同じような様式なのか。

福祉課長 : 町の独自様式ということではなく、他の自治体も同じような様式を使用しています。

鈴木委員 : 消防等でも有効活用するので、100%の登録は無理としても70%くらいにはする必要があると思うが。

福祉課長 : 年々少しずつ増えてきてはいますが、災害時に有効なため多くの方に登録していただけるよう更に周知を図って参ります。

清水委員 : 同じく避難行動要支援者支援事業の243,704円について内訳を知りたい。

福祉課長 : この事業のシステム改修等に係る費用です。

清水委員 : 私自身も2名の支援者を受け持っているが、先日の台風で警戒レベル3、高齢者等避難が発令されたがこのような場合は支援者是对応するのか。

福祉課長 : その方が身動きが取れないというような状況であれば避難を手伝っていただきたい。

熊澤委員 : 介護ボランティア事業は、65歳以下を対象としているが、児童生徒の登録状況はどうか。

保険健康課長 : 現時点で児童生徒の登録はありません。

熊澤委員 : 本事業は導入時に児童生徒を対象とした事業として話題になり、また、若い内からボランティアに参加するという意味で意義のある事業と思われる。児童生徒の登録が困難なことは察せられるが登録者の確保に向けて努力すべきではないか。

保険健康課長 : 今後、教育委員会と連携して登録者の拡大に努めて参ります。

遠藤委員 : 社会福祉総務費の一般経費約25,000,000円の内訳は。

福祉課長 : 団体への助成金で、大きなところでは社会福祉協議会が約22,800,000円でその他、更生保護女性会や人権擁護委員会などです。

石田委員 : 緊急通報サービス事業について電話回線を利用したものと聞いている。また、利用があまりないということも聞いているがどうか。

福祉課長 : 一人暮らしの方に何かあれば委託先に通報が入り、委託先から確認の電話をするという事業です。時々通報がありますが、多くは誤操作によるものです。

石田委員 : 委託先はどこか。

福祉課長 : 町内の介護保険施設です。

瀬戸恵津子委員 : 福祉タクシーについて、実績報告書によると、386回となっているが、十分利用されたのか。

福祉課長 : 交付世帯が平成30年度で157世帯、1回以上利用された世帯が117世帯でした。

瀬戸恵津子委員 : 1回以上利用した世帯が117世帯で386回の利用回数とはどのようなことか。

福祉課長 : 交付世帯全体で延べ386回の利用ということです。

瀬戸恵津子委員 : 登録制か。

福祉課長 : 登録制ではなく申請制です。

瀬戸恵津子委員 : 申請された世帯数が157世帯ということか。

福祉課長 : その通りです。

鈴木委員 : シルバー人材センター運営事業について、何年か前に法人化されているが、変わったところはあるか。

福祉課長 : シルバー人材センターとして独自に運営を行っていくということで、新たな事業に取り組んでいます。

鈴木委員 : 町からの補助金の額が変わっていないようだが。

副町長 : 町では当面の間は助成していきたい。

鈴木委員 : シルバー人材センター登録者数が133人で、高齢化もだいぶ進んでいると聞く。133人中、実際に活動できる方は把握しているか。

福祉課長 : 把握はしていませんが平均年齢で73歳です。

瀬戸伸二委員 : シルバー人材センターの事業としての契約額が55,887,000円あるが平成30年度の実績ということでよいか。

福祉課長 : その通りです。

瀬戸伸二委員 : 助成金は必要ないのではないか。

副町長 : 契約金額とは仕事の総額のことです。会員の賃金の支払いとなる。手数料として5%がシルバー人材センターの収入となり、運営費として使われることになるが、5%では厳しい面もあります。

石田委員 : ひとり親家庭等医療費助成事業の対象児童年齢は何歳か。

福祉課長 : 0歳から18歳に達したその年の年度末までです。

石田委員 : 小児医療費助成事業とどちらを優先するのか。

福祉課長 : ひとり親家庭等医療費助成事業を優先的に利用していただきます。

鈴木委員 : 保健衛生総務費賃金の不用額は保健師が怪我をしたとのことだが、その代替えは採用しなかったのか。

保険健康課長 : 3カ月程度休養した分です。その間保健師については代替えがみつからない状況でした。

鈴木委員 : お休みになられて、その事業に支障はなかったのでしょうか。

保険健康課長 : その他3名の保健師のチームワークで乗り切りました。

鈴木委員 : 乗り切れたということですが、仕事量が増えている中で今後支障をきたさないような考えはあるのか。

副町長 : 保健師は一人少なく、通年で募集していますが応募がありません。神奈川県でまとめて採用して山北町に派遣するということも考えてもらっています。今後も人材の確保について心がけていきます。

石田委員 : 子育て支援事業の病児保育事業について、何名の申請があったか。

福祉課長 : 登録制で昨年度は5名、今年度も現在まで5名登録しています。

石田委員 : その中で利用者は何名か。

福祉課長 : 昨年度は2名です。

石田委員 : 若い子育て世代にとって大事な制度だと思われるが、周知についてはどのようにしているのか。

福祉課長 : 広報のほか、保育園、こども園、子育て支援センターでパンフレット等を配付しています。

和田委員 : 広域連携実施負担金は予算額は237,000円となっているが決算額はいくらか。

福祉課長 : 町負担分として227,026円です。

鈴木委員 : 予防接種事業・健康診査事業相談等事業ですが不用額が2,300,000円あります。予算が多すぎたのではないか。

保険健康課長 : 予防接種につきましたは4,012件計画していたところ3,532件でした。がん検診は計画が2,884件のところ2,527件ということで、予防接種につきましたはインフルエンザの流行によるものもあります。

鈴木委員 : がん検診の早期発見はとても大事なものと認識していますが。町民に対しての推進は。

保険健康課長 : 毎年年度の予定を全戸配布しています。

和田委員 : 子育て相談事業について伺います。親子教室は年何回程度実施しているのか。

保険健康課長 : 年22回開催しています。

和田委員 : 親子教室開催の時子育て相談に乗り普段は山北町子育て世代包括支援センターすこやかで相談に乗っているのか。

保険健康課長 : 相談に乗っています。

福祉課長 : 子育ての相談は子育て支援センターでも受けています。

熊澤委員 : がん検診の受診率を上げる取り組みをされているのか。

保険健康課長 : 昨年の検診の受診率は35.8パーセントでした。受診率を上げるためにチラシの全戸配布し、最近では商工会の会員に受けてもらうようにしています。

熊澤委員 : 受診率を上げるために検診を受けた方、受けなかった方を把握して手紙を出すなど、がん検診を受けていただくことを目標にやっていたきたい。

保険健康課長 : 昨年受けていただいた方には通知しています。ひきつづき努力します。

瀬戸恵津子委員 : 外出支援サービス事業について、利用者回数、行先、目的などを説明願いたい。

福祉課長 : 車両3台体制、利用回数は延べで361回、登録者数は約120人です。多くが病院への利用です。送迎の範囲ですが、小田原市、小山町、御殿場市などです。

瀬戸恵津子委員 : 伊勢原市は範囲内か。

福祉課長 : 伊勢原市は距離があるため範囲外です。

瀬戸恵津子委員 : 福祉課長より今後車両を購入する際は、障がい者仕様も検討するという答弁があったが、お出かけ号の車両として利用できるかと考えてもよいか。

福祉課長 : 今回購入した軽自動車は主には高齢者宅等への訪問に使用するものですが、空いている場合には、お出かけ号としても使用していません。

瀬戸恵津子委員 : 介助員をつけなければならない、また、早くに予約が必要など、利便性についてあまりよくないようなことも聞いているが、利用者の声を把握しているか。

福祉課長 : 介助員がいない場合は、社会福祉協議会で登録された介助員を配置しています。利便性の向上については今後も社会福祉協議会と調整をしていきます。

和田委員 : 紙おむつ支給事業について対象児 84 名とのことだが申請者と言うことでよいのか。

福祉課長 : 1 年間利用できるもので平成 29 年度と平成 30 年度合わせて 84 名の申請がありました。

鈴木委員 : 山北診療所にレントゲンを設置したが利用状況はいかがか。

保険健康課長 : レントゲン機器につきましては、なくてはならない医療機器であるため、更新しました。利用状況については今後確認します。

鈴木委員 : 山北診療所は訪問診療をしているのか。

保険健康課長 : しています。

鈴木委員 : 使いやすい診療所にしていきたい。

保険健康課長 : 介護保険にもつながっていく重要な医療機関のひとつだと思います。

山崎委員 : 緊急通報サービス事業の対象者の条件についてどのような方が対象となるか。

福祉課長 : 75 歳以上で独居の方が対象となります。

山崎委員 : 本人自らが申請するのは難しい場合が考えられる。設置について自治会長や民生委員児童委員の協力が必要と考えられるが制度の理解はしているのか。

福祉課長 : 緊急通報サービスのご利用について、民生委員児童委員からの相談が主で制度については理解されています。

山崎委員 : 人命を守るため有効な事業であると思うが、登録者数は何人か。

福祉課長 : 20人程度です。

山崎委員 : 町全体で20人くらいということか。

福祉課長 : その通りです。

瀬戸恵津子委員 : とても大事な事業であると思うが20人は少ないのではないか。

福祉課長 : 今後登録者数を増やす方法を検討していきます。

山崎委員 : 若い世代は日中働きに出ており、昼間独居ではあるが、独居というわけではないためこの事業の対象者にはならない。対象者に含めることはできないか。

副町長 : 現在は、昼間独居は対象とならないが、今後検討していきたい。

清水委員 : 地域生活支援事業について内容を説明願いたい。

福祉課長 : 社会福祉大会の講演や、自発的活動支援ということで団体に助成、日常生活用具の支給などがあります。

山田委員 : 健康福祉センター管理事業に修繕費がありますが、さくらの湯の中のジェットバスがずっと使えない状況ですが予算の抑制とかあるのか。

保険健康課長 : 今年度直す予定となっています。

清水委員 : 鉄道遺産保護保存事業について、説明願いたい。

生涯学習課長 : 昨年のD52フェスティバル当日に「鉄道遺産巡りツアー」を

開催しました。その時の講師料です。

清水委員 : D 5 2 の他に遺産の保存などを考えているところはあるか。

生涯学習課長 : D 5 2 の管理は教育委員会ではありませんが、その他の遺産については、史跡名勝を巡るツアーなどを実施しまして、町の P R に努めています。

山田委員 : 東山北駅前広場の整備について、御殿場線の本数が少ない中で、待ち時間に雨風を凌げるような待合室を設ける計画はないのか。

定住対策課長 : 当初の計画は、県道の渋滞緩和のため送迎ができるところを整備することで、それに合わせ休憩できるようにベンチを設置するものとなっています。当初から待合室を建てる予定はありませんでしたが、今年度、町道側に 1 箇所屋根付きのイスが付いている休憩施設を設置する予定です。

山田委員 : 山北らしいコンセプトを持ったプラス部分の整備について考えはあるか。

副町長 : 東山北駅前については、向原・岸自治会、土地所有者等と話し合いを行ってきました。これで終わりというわけではありませんので少しずつ整備していきます。ホームの屋根については J R 東海に引き続き要望していきます。

山田委員 : ホームになかなかできないのであれば、駅前広場に整備することも考えられるのではないか。

副町長 : 今後、地域や利用者などの声を聞いていきます。

堀口委員 : 図書室運営事業費には図書購入費等が含まれているか。また、人件費と図書購入費の割合について聞きたい。

生涯学習課長 : 図書室運営事業には、図書室運営に関する人件費、図書購入費、視聴覚資料購入費などの全てが含まれています。金額の構成は、賃金が 4, 2 5 0, 0 0 0 円で約 4 割、図書購入費が 3, 0 0

0,000円で約3割、そのほかに新聞・雑誌代、消耗品費、図書納品時に図書館流通センターに支払う装備代等となっています。

堀口委員 : 購入する本の選択はどのようにしているか。

生涯学習課長 : 図書室で雇用している司書を中心とした選書及び図書館流通センターによる選書サービスを利用しています。

堀口委員 : 利用者が図書の購入を要望することはできるか。

生涯学習課長 : 随時、図書室で受付しています。

瀬戸伸二委員 : スクールバス運行事業について、決算額が24,691,022円となっており、そのうち国庫補助金12,305,000円全額が充てられているが、児童生徒が200日乗車した場合、1日平均120,000～130,000円となる。事業概要はどのようなものか。

学校教育課長 : スクールバスの運行についてですが、平成30年度は小学校が23名、中学校18名で運行しました。小学校は2コース、中学校は3コース、中学校は部活の関係で、早便と遅便があります。小学校は清水地区、中学校は清水・三保地区から送迎をしています。

瀬戸伸二委員 : 24,000,000円の支出の内訳は。

学校教育課長 : スクールバス運行業務委託費が24,611,622円、内訳としまして、小学校が13,086,992円、中学校が11,524,630円です。スクールバスであることを示すマグネットの購入費が67,280円、緊急連絡用に教育委員会で所有している携帯電話の電話料が12,120円です。

瀬戸伸二委員 : 委託費の内容で、例えばガソリン代や人件費などは。

学校教育課長 : 距離数やバス運転手の拘束時間などにより算出しています。小

学校は中型バスとコンピューターという中型バスより少し小さいバス、中学校はジャンボタクシーを使用しています。

瀬戸伸二委員 : せっかくお金を出すのであれば、もう少し町の方も踏み込んでいった方が良くはないか。人命に関わることなので削減という言葉は使いたくないが、少しお金が安くなるという部分もあるで、町の方も使い道について踏み込んで行ってほしい。

教育長 : スクールバス運行事業につきましては、運行法の中で運転手の拘束時間や距離によって委託費が決められています。なお、中学校は必ずしも早便・遅便の2回運行するのではなく、部活動の関係やその他学校の事情によって1回で運行することもあります。また、小学校もそうですが、担当者が乗車する便や人数を確認するなど、できるだけ運行の回数を減らす努力をしています。

堀口委員 : 今の質問の関連になるが、ジャンボタクシーというのは何人乗りなのか。

学校教育課長 : 運転手を含めて10名定員です。

鈴木委員 : 事務局費、教育振興事業について、新規に教育専任指導員を配置するという説明を受けたが、教育専任指導員が必要とされる定義というものはあるのか。

教育長 : 現在、山北町では正規の指導主事が1名います。ここ数年、指導主事の業務量が大変多くなり、国や県からの調査や報告書等、学校に出向いての指導・助言などについて大変増えています。また、指導主事が週2～3回出張に出ることもあり、それ以外の時に役場で事務処理を行うなど、かなり大変な業務量となっています。指導主事の業務を軽減するためには、事務の方ではなく、教育に精通している方にお手伝い願わないとうまく回っていかないという状況で、退職された校長先生にお願いして、教育専任指導員ということで配置しました。なお、事務量的なものだけではなく、現在若い先生が多くなっています。そういった方に対して、県教育事務所を通して授業を見ていただくなど、指導していただいておりますが、町としましても少しでも対応していかなければいけないということで、教育専任指導員が事務的なものと、

直接先生方の指導を行っています。

鈴木委員 :実績報告書を見ると、児童生徒介助員という名称になっているが、間違いなのか。

教育長 :児童生徒介助員というのは、小学校・中学校の特別支援学級の先生の補助という形で5名、学習支援員というのは小学校の、特に1年生や2年生の低学年で支援が必要な子どもの学習を支援をするという、先生の補助という形で配置しています。そして、教育相談員というのは先ほど説明しました教育専任指導員です。

鈴木委員 :この教育相談員が、新規で配置された教育専任指導員という解釈でいいのか。

学校教育課長 :そのとおりです。

遠藤委員 :文化財保護事業の具体的内容は。

生涯学習課長 :文化財保護委員の報酬・旅費、町指定文化財の維持管理費に対する助成、地方史研究会や河村城址保存会などへの団体助成金です。

遠藤委員 :史跡以外に町内の建物等に対しての文化財保護はあるのか

生涯学習課長 :町が直接、文化財に対する管理や修繕等を行うわけではありませんが、それぞれの文化財を管理している所有者に対し、支援や助言を行っています。

清水委員 :教育特区推進事業の内容について伺いたい。

教育長 :教育特区の認定を受けまして、その後、鹿島山北高等学校が開校しました。山北町では、私学審議会を、現在7名の委員で年2回実施しています。その方々の委員報酬、臨時職員2名、この臨時職員は、文部科学省から認定を受けるにあたって、通信制高校の経験をしている者を配置することが要件となっていましたので、そういった方を2名配置しています。さらには、需用費、いろいろな消耗品費ですとか、切

手代などについての事業です。

山田委員 : 今の関連質問ですが、鹿島山北高等学校の生徒数はどれくらいなのか。

教育長 : 徐々に増えており、平成30年5月現在245名でしたが、令和元年の9月現在では554名ということで、少しずつですが伸びています。昨年はスクーリングが月2回、30名前後で実施していましたが、今年度は1回につき5～60名で月3回実施しています。

鈴木委員 : 教育ソフトウェアを新規に導入したということで、三保小学校はタブレット、川村小学校はその前に購入しているが、そのような効果があったのか。

学校教育長 : 平成30年度は三保小学校にタブレットを導入し、1人1台タブレットが持てるということで、それぞれ授業で活用し、待ち時間もなくスムーズにできています。また、今年度の話になりますが、スカイプというものを導入しまして、他の学校、例えば川村小学校とテレビ回線といいますか、そういったソフトを使うことができるようになりました。

鈴木委員 : それを導入したことで、効果はどのようなものがあるのか。

学校教育課長 : 来年から新学習指導要領になります。その中でプログラミング教育が始まりますので、そういったものに利用できます。

山田委員 : 放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いは。

生涯学習課長 : 教育委員会が所管する放課後子ども教室については、放課後における子どもたちの居場所を作るため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によって、スポーツや文化活動ができるようにする取り組みです。山北町では川村小、三保小で実施しており、毎週水曜日の放課後に約1時間、夏季は午後5時まで、冬季は午後4時まで開設しております。なお、去年は夏休み期間中の3日間、午前中に放課後子ども教室を拡充して実施しています。

福祉課長 : 放課後児童クラブについては、月曜日から金曜日までの放課後から午後7時までと、土曜日・夏季休業期間など、保護者が就労等で保育できない場合に川村小学校において開設し保育を行っています。また小学校1年生から6年生までが対象です。

生涯学習課長 : 補足ですが、現在、放課後子ども教室と放課後児童クラブは一体型として実施しており、放課後児童クラブに所属をすると必然的に放課後子ども教室にも登録され、水曜日は放課後子ども教室で活動した後、放課後児童クラブに登録のない児童は下校し、放課後児童クラブに登録する児童はそちらに移動するということになっています。

山田委員 : どちらも場所が小学校ということだが、学校にいけない不登校の子どもや学校以外に居場所がない子どもたちの行く場所が必要と言われているが、学校とは違う場所があればそのような子どもたちの居場所にも繋がると思うが、その辺はどのように考えているか。

教育長 : 学校に行けない子どもについては適応指導教室を生涯学習センターに設置して対応している。学校内に放課後児童クラブと放課後こども教室があるということはメリットが大きい。例えば学校が終わってそのまま児童がクラブに移動できるし、児童の対応についても学校の教師の助言や緊急時の援助などが可能である。川村小学校は児童数が減ってきているため空き教室があるが、有効に活用できていると考えています。

山田委員 : 放課後子ども教室と放課後児童クラブでの子供の活動内容の違いは。

福祉課長 : 児童クラブは宿題や遊びなどの生活の場を提供しています。

生涯学習課長 : 放課後子ども教室は、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組みを行っています。山北町では、異年齢交流を目的とした、自由な発想を持って主に“遊び”に取り組んでいます。それ以外に宿題であったり、学校の授業などで心配のある子どもに対しては、別にコミュニティールームで学習支援員を配置して宿題や勉強の支援を行っています。

石田委員 : 山北中学校に耐火金庫を購入しているようだが、使用目的は。

学校教育課長 : 重要書類を入れるため、火事でも焼失しないように耐火のものを購入しました。

石田委員 : 川村小学校や三保小学校には耐火金庫はないのか。

教育長 : 耐火金庫はどの学校にもあります。火事で焼失しないということもありますが、簡単に開けられないということも重要となります。山北中学校では、平成30年度に設置したことにより、人事書類などが校長室で適切に管理できるようになりました。

石田委員 : 小学校の耐火金庫は、決算書の物品及び構築物の中に記載されているのか。

教育長 : この表は500,000円以上の備品が記載されており、今回、山北中学校は新規に730,000円ほどの金庫を設置しましたので、こちらに記載されています。各学校には、耐火金庫があるのですが、かなり古いもので取得金額が不明ということで、こちらの表には記載されていません。

鈴木委員 : 放課後子ども教室について、昨年は夏休み期間中に3日間、午前中に実施したということだが、通常は放課後の1時間であり、カリキュラムの内容に違いはあるのか。

生涯学習課長 : 事前に元教員である社会教育指導員などと相談をし、夏休みでは遊びの他に勉強も実施しようということになり、午前9時から12時までの3時間を、1.5時間ずつ遊びの時間、勉強の時間としました。遊びについては地域のスタッフにより、昔遊びなどに取り組みました。勉強の時間については、算数に限定して各学年ごと多めのプリントを用意し、児童が問題を解いて元教員等によるアドバイスをを行いました。川村小、三保小とも同様に行っています。

府川議長 : 委員ではありませんが、地方自治法105条に基づき発言・質疑をさせていただきます。定住総合対策事業について、9月8日に有楽

町でふるさと回帰フェアに参加してシティプロモーションを行っている。これは平成30年度も行っていると思うが、この事業内容について説明願いたい。

定住対策課長 : ふるさと回帰フェアは、全国規模で開催されている国内最大級の移住イベントで、有楽町にある東京国際フォーラムで行われ、47都道府県370の自治体に参加して移住定住を考えている方が一堂に会してそれぞれのブースで話を聞くイベントです。フェアには事務局の他にも定住協力隊の隊長・副隊長や関連企業として、サンライズやまきたを維持管理している、山北定住促進パートナーズにも参加していただいております。移住相談や町のイベントのPR等を行いました。実際に移住に結び付いたという実績はないが、その他に県が有楽町にあるふるさと回帰支援センターで年数回開催している移住セミナーにも、平成30年度は3回参加し、その中から今年度2件お試し住宅を利用していただいております。さらに空き家見学ツアー等のイベントに参加したいということで申込みもいただいております。

府川議長 : 金額としては、旅費や人件費等少額なのかもしれないが、定住対策に一生懸命取り組まれていて、全国的に集まるときに移住を希望されている方がターゲットということで、そこでアナウンスすることは大きな意義があると思われる。  
残念ながら、議員や町民がこういう事業をしていることを知らないと思うので、情報を共有して町全体で取り組んでいければと思う。町長の考えを伺いたい。

町長 : 山北が選んでいただける土俵に載るためには情報を流していく必要があるので、さらに力を入れていきたいと考えています。

以上で、認定第1号 平成30年度山北町一般会計歳入歳出決算に係る質疑を終了しました。

次に、認定第2号 平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、補足説明はなく直ちに質疑に入りました。

〈歳入〉

鈴木委員 :平成30年度より国保制度が変わり、都道府県が運営主体となって初めての決算となった。この1年間運営してきた中で気を付けた点はあるか。

保険健康課長 :都道府県化に伴いスムーズな運営ができるようになりました。国保会計としては、不納欠損や未済額をなるべく少なくするため夜間徴収や、町民税務課と連携と取り差押え等を行い収納率の向上に努めました。

鈴木委員 :現年収納率95.47%は神奈川県ではどの位の位置か。

保険健康課長 :県で上位5位以内です。

鈴木委員 :過去には収納率が県で1位となった時期もあったと聞いている。さらに収納率を上げるために努力してほしい。

保険健康課長 :収納率向上は、保険者努力支援制度の評価指標の1つでもあり、交付金算定にもつながりますので、さらに向上するよう努力して参ります。

石田委員 :不納欠損及び収入未済額について、この金額が及ぼす影響についてどう考えているか。

保険健康課長 :不納欠損は、死亡、転出、生活保護、時効、執行停止等の理由により行いました。収納未済額も52,000,000円ほどあり、収入がないということは苦しい国保運営になることは承知しています。今後は国保税率の見直し等も検討していく必要があると考えています。

#### 《歳出》

鈴木委員 :特定健康診査等事業について、新たに設けた生活習慣病重症化予防事業について実績はどのくらいか、不用額が1,500,000円ほど残っているが町民への啓発はどう考えているか。

保険健康課長 :生活習慣病重症化予防事業は11名実施しました。町民向けの

啓発は、4月にリーフレットの全戸配布と前年度受診者には、個々に通知しました。

鈴木委員 : 生活習慣病重症化予防を実施した11名は、事業を実施したことにより生活習慣病に至ることはないと確信していいか。

保険健康課長 : これにより、生活習慣病にならない保証はありません。

鈴木委員 : 特定健診の平成30年度の受診率はどの位か。目標はどの位か。

保険健康課長 : 平成30年度の受診率は35.8%です。目標は40%です。

鈴木委員 : 保険給付費も増額になっている。県の納付金に影響があるため、支出を抑えるためにも努力をしてほしい。

保険健康課長 : 山北町は県内で1番医療費がかかっている町です。医療費を抑えるためにジェネリック差額を年2回通知しています。これからも医療費を抑えるために努力していきます。

以上で、認定第2号 平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に係る質疑を終了しました。

次に、認定第3号 平成30年度山北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、補足説明はなく直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、次の認定第10号 平成30年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、補足説明はなく直ちに質疑に入りました。

《歳入》

鈴木委員 : 介護保険料も国保会計と同じく不能欠損、未済額等がある。徴収率は99.37%と高いが出来る限り徴収をしていくことが重要と考えるがどのような取組をしているか。

保険健康課長 : 介護保険料は国保と異なり2年時効と期間が短いですが、分納している方は2年を超えて納めています。低所得の方は普通徴

収となり徴収が困難であります。徴収に努力して参ります。

鈴木委員 : 不能欠損の対象者は介護保険サービスの利用が可能か。

保険健康課長 : サービスの利用は可能ですが、サービス利用時の自己負担割合が上がります。

鈴木委員 : 保険料が納められなくて不能欠損となった方がサービス利用時に自己負担額が上がるのは厳しいが配慮はなされるのか。分納している方に制度の説明をしているか。

保険健康課長 : 介護保険制度上の措置となります。分納の方については制度について説明しております。

《歳出》

瀬戸恵津子委員 : 高額介護サービス事業費の該当人数と該当する要件や基準はどのようなものか。

保険健康課長 : 平成30年度は延べ847人が該当となりました。該当となる基準額が設けられており、現役並み所得世帯で44,400円、一般世帯で44,400円、住民税非課税世帯で24,600円、その内合計所得金額及び課税年金収入額の合計が800,000円以下の方は15,000円、生活保護の方は世帯、個人共に15,000円です。サービス利用料の月額が基準額を超える分が介護保険から給付される制度です。

瀬戸恵津子委員 : この制度は低所得の方のセーフティーネットとなっているか。

保険健康課長 : セーフティーネットとしての役割を果たしています。

瀬戸恵津子委員 : 特定入所者介護サービス事業の内容はどのようなものか。

保険健康課長 : この制度は、非課税世帯で低所得の方の施設等利用時の食費と居住費に上限を設け、上限を超える分が介護保険から給付され

る制度です。

熊澤委員 : 賦課徴収費について、平成30年度の要支援要介護認定者数と認定が決定するまでに要する期間はどのようになっているか。

保険健康課長 : 平成30年度は要支援認定者が143名、要介護認定者が560名、合わせて703名となっています。認定が決定するまでは1ヶ月から1ヶ月半を要します。

熊澤委員 : 認定が決まるまでに一定の期間を要するということが、直ぐにサービスが必要な場合には認定決定までの期間を短縮される様な取組をしているか。

保険健康課長 : そのような場合には要介護認定調査を早々に実施します。併せて、主治医に対して意見書の依頼を早々に行い期間短縮に努めています。

瀬戸恵津子委員 : 包括的支援事業・任意事業の不用額647,381円はどのような内訳か。

保険健康課長 : 包括的支援事業・任意事業の全体の不用額です。主なものとしては成年後見制度や委託料の不用額を合わせた金額です。

鈴木委員 : 在宅医療・介護連携推進事業は、上郡1市5町で足柄上医師会に共同委託し、足柄上病院内に在宅医療・介護連携支援センターを設置しているが、在宅医療における課題はどのようなものか。

保険健康課長 : 医療機関と医療人材の不足が大きな課題です。

鈴木委員 : 国は高齢者の在宅生活を支えるため、訪問診療や夜間対応の医療と介護の体制、看取り体制の拡充を求めており、医療機関が不足している本町では広域的な取組としてこれら体制整備を図っていくために、当該事業が重要だと考えられる。平成28年度から事業を開始したがどのような効果があったか。

保険健康課長 : 本町は、足柄上医師会に平成29年度、平成30年度とほぼ同

額の約2,000,000円で委託していますが、まだまだ事業が浸透していない状況です。各医療機関や1市5町で部会を設け、情報共有を図る中で事業を進めています。本町として不足している部分を連携していく中で取り入れながら在宅医療・介護連携の取り組みを進めて参ります。

鈴木委員 : 認知症総合支援事業において、認知症初期の方へどのような支援を行っているか。

保険健康課長 : 認知症総合支援事業において、平成30年度に認知症ガイドブックを作成し全戸配布しました。また、認知症初期集中支援チームを配置し、認知症初期の方の支援を実施しています。

鈴木委員 : 認知症初期集中支援チームの人員と支援の内容はどのようなものか。

保険健康課長 : 平成30年度は、地域包括支援センターの専門職3名と山北診療所の三瓶医師をチーム医としてチームを編成しました。包括支援センター職員が認知症の疑いのある方を訪問し、医師との相談に基づき、介護や医療サービスに繋げる仕組みとなっています。

堀口委員 : 地域包括支援センター運営事業の委託料には、地域包括支援センターの賃借料等は含まれているか。

保険健康課長 : 当該委託料は専門職に係る人件費のみで、賃借料等は含まれていません。

福祉課長 : 賃借料等は社会福祉協議会の会計より支出されています。

以上で、認定第10号 平成30年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に係る質疑を終了し、引き続き総務環境常任委員会所管分も含め採決が行われました。

認定第1号 平成30年度山北町一般会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成30年度山北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成30年度山北町災害給付見舞事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成30年度山北町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成30年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成30年度山北町山北財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 平成30年度山北町共和財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 平成30年度山北町三保財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号 平成30年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第11号 平成30年度山北町商品券特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第12号 平成30年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、全員賛成で可決及び認定すべきものと決しました。

[ 1 4 : 1 5 ]